

後期高齢者医療制度が

始まります—医療給付とQ & A—

■医療給付について

4月1日以降は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で現在の老人保健に加入している方は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、医療機関で受診される場合は後期高齢者医療の保険証を提示していただくこととなります。(3月下旬にお手元に郵送されますが、届かない場合は住民ほけん課までご連絡ください。再交付又は保険証に変わる書類をお渡します。)

○受けられる主な給付等

1 病気やケガの治療を受けた時、入院した時の食事代、コルセット等の補装具を作った時、訪問看護サービスを受けた時の費用など、現行の老人保健と同様の給付を受けられます。交通事故等でケガをした場合も、住民ほけん課に届け出ることで、治療を受けられます。

老人保健制度では医療機関に**保険証と老人保健の受給者証**の両方を提示することになっていましたが、4月1日以降の後期高齢者医療制度では**後期高齢者医療の保険証のみ**を提示してください。

2 1か月の医療費の自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。

また、収入がない方や非課税の方は、申告をしないと高額療養費の支給額が少なくなってしまうおそれがありますので、**役場で住民税の申告**をしてください。

3 入院中の食事代のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方に負担していただきます。住民税非課税世帯の方には、入院の際に標準負担額が減額される制度がありますが、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、住民ほけん課へ申請してください。

4 1年間に払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合算し、限度額を超えた場合に、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

5 被保険者の方が亡くなられた場合、葬祭費として5万円が支給されます。

○給付が受けられないとき

次に該当するときは、給付を受けられない場合や、制限される場合があります。

- ・保険診療以外の医療行為を受けた時。(入院時の差額ベッド料・人間ドック・健康診断等)
- ・被保険者が自己の故意や犯罪が原因で病気やケガをした時や、けんか・泥酔などが原因で病気やケガをした時。
- ・被保険者が、監獄等に拘禁された時。

■後期高齢者医療制度のQ & A

Q 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要なのですか？

A 松伏町内にお住まいの75歳以上の方は、4月1日に自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。

Q 私は平成20年4月20日に75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A 松伏町にお住まいの方で、4月以降に75歳になれる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。あなたの場合には4月20日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。保険証は、住民ほけん課から、75歳の誕生日前にはお手元に届きますよう送付します。

Q 今まで使っていた保険証や老人保健の受給者証はどうなるのですか？

A 保険証及び老人保健の受給者証は、4月以降は使えなくなります。町国保の保険証と老人保健の受給者証は住民ほけん課の窓口で、それ以外の保険証は保険者(政府管掌健康保険・健康保険組合・国保組合・共済組合)に返還してください。

Q 医療機関での負担はどうなるのですか？

A 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割又は3割となります。(平成20年7月までは原則として、昨年8月に判定された一部負担金の割合となります。)